

議案第52号

大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年6月10日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

大田原市立大田原図書館	大田原市本町1丁目2716番地5
-------------	------------------

」

を

「

大田原市立大田原図書館	大田原市中央1丁目3番15号
-------------	----------------

」

に改める。

第4条第1項第2号中「会議室、視聴覚室及び児童クラブ室」を「対面朗読室」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「会議室、視聴覚室及び児童クラブ室」を「対面朗読室、会議室及び視聴覚室」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の改正後の大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の規定中大田原市立大田原図書館の開館は平成25年12月15日からとする。